

災害により、財産に著しい損害を受けた時

災害により、財産に著しい損害を受けた時は、申請により介護保険サービス利用料の減免が受けられます。

【減免内容・期間】

- 介護保険サービス利用時の自己負担分を減免します。
- 罹災の程度に応じて、最長6ヵ月の範囲内で減免期間を決定します。
- ※減免割合・期間は、介護保険課資格係で決定する保険料減免と同一とします。
- ※減免期間は申請日の翌月からです。

【申請方法】

- 災害等の発生の日から6ヵ月以内に、罹災証明書を添えて、「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」を提出してください。
- ※罹災証明書は、保険料減免の申請で介護保険課資格係に提出済みの場合は、不要です。
- ※必要に応じて、現地調査により罹災の内容の精査を行います。
- ※介護保険サービス利用料の減免は、罹災者が介護認定を受けていない場合は対象になりません。

【認定証の交付】

- 該当者には、「介護保険利用者負担減額・免除等認定証」を交付します。
居宅の方はケアマネジャーとサービス事業者に、施設入所の方は入所先の施設に提示して、利用料の減免を受けてください。

【減免対象サービス】

- 次のサービスの限度額の範囲内で支払う自己負担額が対象になります。
- 1 居宅サービス（訪問介護、通所介護等）
- 2 施設サービス（ショートステイ含む）※
- 3 特定福祉用具購入費
- 4 住宅改修費
- 5 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護等）

※施設サービス（ショートステイ含む）の食費・居住（滞在）費については対象になりません。

担当・問合せ

新宿区介護保険課給付係

5 2 7 3 - 4 1 7 6（直通）